



長野県報

12月15日(火)
平成21年
(2009年)
号外

目次

告示

特定疾患治療研究事業実施要綱の一部改正（健康づくり支援課） 1



健康づくり支援課

長野県告示第573号

特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和57年長野県告示第275号）の一部を次のように改正し、平成21年10月1日以降の医療給付から適用します。

平成21年12月15日

長野県知事 村井 仁

第3第4項第1号中「負担すべき額」の次に「及び別に定める額」を、「相当する額」の次に「の合計額から別に定める額を控除した額」を加え、同項第2号中「額」の次に「及び別に定める額」を加える。

第4第2項中「及び重症急性膜炎」を「、重症急性膜炎及び重症多形滲出性紅斑（急性期）」に改める。

第7及び第14第1項中「及び重症急性膜炎」を「、重症急性膜炎及び重症多形滲出性紅斑（急性期）」に改める。

別表第1中「線状体黒質変性症、オリーブ橋小脳変性症」を「線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症」に、「原発性肺高血圧症」を「肺動脈性肺高血圧症」に、「特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型）」を「慢性血栓塞栓性肺高血圧症」に、

「 45 副腎白質ジストロフィー を」

「 45 副腎白質ジストロフィー
46 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
47 脊髄性筋萎縮症
48 球脊髄性筋萎縮症
49 慢性炎症性脱髓性多発神経炎
50 肥大型心筋症
51 拘束型心筋症
52 ミトコンドリア病
53 リンパ脈管筋腫症（LAM）
54 重症多形滲出性紅斑（急性期）
55 黄色靭帯骨化症
56 間脳下垂体機能障害（PRL分泌異常症、ゴナドトロピン分泌異常症、ADH分泌異常症、下垂体性TSH分泌異常症、クッシング病、先端巨大症及び下垂体機能低下症）」

に改める。